

# 西坂税理士事務所だより

発行人 税理士 西坂竹美

事務所 熊本市東区沼山津1-9-21  
〒861-2102 TEL (096) 214-7101  
FAX (096) 214-7102

## ヒント

### 失敗談を

「話がつまらない人の典型は自分の話ばかりする人。中でも最悪なのが自慢話ですね。大昔の自分のやった話とか、今と何の関係もない。」とダメ出しをするのは放送作家の野呂エイシロウ氏。氏は「自慢話ではなく、失敗談で相手の心をつかめ」とアドバイスをする。「それ“あるある”だよー」と共感されたり、「どんだけ勘違いしてんだよ!」と突っ込まれたり、笑い飛ばされたりするような話だと、相手も乗ってきて話も盛り上がってきます。それから、相手の話を途中で「知っている」というのはNGです。知らないふりをして全部聞いてあげ、相手を気持ちよくさせるのも話術のコツと言えます。(プレゼント掲載)

## ヒント

### 税務 ミニガイド

消費税の軽減税率導入にもなつて、令和元年10月1日を含む課税期間(9月30日までの取引は除きます)から、簡易課税において、第三種事業(みなし仕入率70%)である農業、林業、漁業のうち軽減税率が適用される飲食料品の譲渡を行う事業は、第二種事業(みなし仕入率80%)とされています。



残雪の羅臼岳(北海道)

鎌形 久/オアシス

## 雑損控除

### □雑損控除

本人または本人と生計を一にする配偶者その他の親族の有する資産について、災害、盗難、横領によって損害を受けた場合やその災害、盗難、横領に関連してやむを得ない支出（災害関連支出）をした場合には、その年の所得の金額から一定の金額を雑損控除として控除することができます。

なお、雑損控除の対象は、災害、盗難、横領に限定されていますので、詐欺による損失については対象ではありません。

### □対象外資産

生活に通常必要でない資産は、雑損控除の対象から除かれています。生活に通常必要でない資産とは、①競走馬その他射こう的行為の手段となる動産、②通常自己及び自己と生計を一にする親族が居住の用に供しない家屋で主として趣味、娯楽又は保養の用に供する目的で所有するものその他主として趣味、娯楽、保養または鑑賞の目的で所有する不動産、ゴルフ会員権等、③生活の用に供する貴金属、書画、こつとうなどの動産で一個または一組の価額が30万円を超えるもの、をいいます。

### □控除額

雑損控除として所得金額から控除することができる金額は、次のうちいずれか多い方の金額となります。

- ①損失金額（損害金額＋災害関連支出－保険などにより補てんされる金額）－総所得金額等×10%
- ②損失金額のうち災害関連支出の金額－5万円

### □損失の金額

損失の金額とは、損害を受けた時の直前におけるその資産の価額（時価）を基にして計算した損害の金額です。

その資産が家屋等の使用または期間の経過により減価するもの（減価償却資産）である場合には、次に掲げる金額のいずれかを基礎として



○国会議事堂は石の博物館です。一階の外壁は山口県産の黒髪石、二階以上には広島県の尾立石を使用。中庭には新潟県阿賀野市の草水みかげが使用されており。内装に大量に使われているのは茨城県の茨城白、山口県秋吉台の薄雲、霞、と呼ばれる石や岐阜県の赤坂石灰岩も使われている。天皇の休息室の暖炉の石は静岡県千葉山の紅葉石が使われています。



計算することができます。

- ①その損失の生じた時の直前における資産の価額（時価）
- ②その損失の生じた日にその資産の譲渡があったものとみなして譲渡所得の金額の計算をしたときにその資産の取得費とされる金額（簿価）

### □災害関連支出

災害関連支出とは、損失の金額のうち災害に直接関連した支出をいい、具体的には、災害により滅失した住宅、家財などを取壊したり除去したりするために支出した金額などが該当します。

### □繰越控除

雑損控除は、他の所得控除より先に控除することになっています。そして、その年中に控除しきれなかった雑損失の金額については、3年間の繰越控除が認められています。

### □災害減免法

震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害によって被害を受けた場合には、一定の要件のもとで災害減免法による所得税の減免を受けることもできますが、雑損控除との選択適用とされています。

## キャンセル料・解約 手数料と消費税関係

昨今新型コロナウイルスの感染拡大を抑制するために、大物アーティストのライブや大規模なスポーツイベントなどが相次いで中止されました。中止が確定した場合に考えなければならないのがキャンセル料の扱いです。今回は消費税関係を中心に検討してみます。

### 1. 解約に伴う事務手数料としてのキャンセル料

解約手続などの事務を行う役務の提供の対価ですから課税の対象となります（課税取引）。

例えば、航空運賃のキャンセル料などで、払戻しの時期に関係なく一定額を受け取ることとされている部分の金額は、解約等に伴う事務手数料に該当し課税の対象になります。

他にもレンタカーの予約取消に伴う取消手数料や、投資信託の解約に伴う解約手数料は、課税取引となります。

**2. 逸失利益に対する損害賠償金としてのキャンセル料** 本来得ることができたであろう利益がなくなったことの補てん金ですから資産の譲渡等の対価に該当しないため課税の対象となりません（不課税取引）。

例えば、航空運賃のキャンセル料などで、搭乗区間や取消時期などにより金額の異なるものは、逸失利益等に対する損害賠償金に該当するので課税の対象となりません。

**3. 全額について事務手数料に相当する部分と損害賠償金に相当する部分を区別することなく一括して受領しているキャンセル料** ゴルフ場の予約をキャンセルした際に受領するキャンセル料などで、事業者がその全額について事務手数料に相当する部分と損害賠償金に相当する部分を区別することなく一括して受領しているときは、その全額を不課税として取り扱うこととされています。

【4月号の記事について訂正】相続税の課税割合の記事中、1億円以上の申告割合が増加、とあるのは1億円以下の誤りですので訂正いたします。

## ナマの税務相談室

**Q** ご無沙汰しています。今日は友人から彼の父（甲）が法人（乙）に財産を遺贈する場合の相続税の課税関係は如何になる

のでしょうかという質問を受けました。贈与を受けた乙法人は相続税を支払うことになるのでしょうか？

遺言書に「預金2千万円を乙法人に寄付する」と記載する予定だそうです。なお、寄付を受ける法人は公益法人等ではなく普通の株式会社です。たとえば全相続財産1億円、相続人A、Bそれぞれ4千万円を相続し、乙は2千万円の遺贈を受けると申告書に記載し法定相続人はA、Bとして申告する。或いは、申告書には相続財産A、B8千万円と記載する。一方乙法人は寄付を受けた2千万円を受贈益として計上すればよいのか、その辺が今一つ分かりません。

なお、寄付する理由は昨年大型台風で親友が経営する乙法人を応援したい意図の為らしい

## 遺贈により財産を 取得した法人

です。

**A** お久しぶりにお目にかかりますが、良い話を伺いました。

基本的に相続税の納税義務者は相続又は遺贈により財産を取得した個人です（相法1の3）。

法人が遺贈を受けた財産はその財産の価額（時価）を受贈益として法人税の課税対象として取り扱われるので、原則として、法人に相続税の納税義務はありませんが、例外的に代表者又は管理者の定めのある人格のない社団又は財団等が個人と見做されて相続税の納税義務を負う場合があります（相法66条）。以上から相続人A及びBのほかに乙社（普通法人）に対して財産の遺贈があった場合、相続税の申告書を提出する者はA及びBの2人であり乙社は遺贈を受けた2千万円を受贈益として遺贈を受けた事業年度の収益に計上します。

申告の際は遺言書の添付は必要です。

## 即時償却と税額控除の 選択判定の基準と市況

**【即】**時償却を含む特別償却と税額控除とが選択適用となっているものは幾つもあります。例えば、昨年の税制改正で2年間の期間延長された中小企業者等の特定経営力向上設備等取得における税制優遇制度においては、即時償却か税額控除かのいずれかの選択が認められています。即時償却は、購入資産の事業供用時に取得価額全額を一括で経費計上するというものです。税額控除は、通常の減価償却を行うほか、特定経営力向上設備等取得の制度では10%の税額控除が認められています。

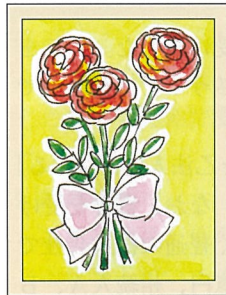
**【即】**時償却と税額控除との選択に於いては、税額控除が選択されるケースが多いと思われます。優遇税制として

の即時償却は課税の免除や非課税ということではなく課税の繰り延べに過ぎないのに対して、税額控除は純粋の課税免除だからです。減価償却という費用計上による税額の減少の外に、特典的に税額の減少が認められるので、税額減少額の総額は税額控除の方が多からずです。

**【た】**だし、それは減価償却耐用年数期間全体を通しての話で、取得からの早い時期での耐用年数期間に於いては、即時償却の方が税額減少額の総額が多くなります。即時償却に於いては、当初での税額減少効果が大きく、投資資金の早期回収効果、資金繰り効果、キャッシュフローの割引現在価値効果による有利性が

認められます。又、税額控除の場合、実際に控除できるのは、その償却資産取得期の法人税の20%を上限とするという制限があるので、認められている10%の控除額の一部しか適用にならない、ということになることもあります。

**【投】**資リスクを考慮すると、税額控除よりも即時償却の方に軍配を上げるべき、という考えを無視できません。リーマンショックの時は、売上げが何分の1かになってしまい、経営の回復に何年もかかったという企業は少なくありませんでした。そして今また、新型コロナウイルスショックが起き、日本経済も世界経済も急激な減速局面に入っています。その沈静化の予測は当面付きそうにありません。こういう局面こそ、即時償却か税額控除かの選択判断で、投資リスク回避を中心に据える時なのかもしれません。



最も難しい三つのことは、  
秘密を守ること、  
他人から受けた危害を忘れること、  
暇な時間を利用すること。

(哲学者 キケロ)

### 6月の税務メモ

#### (国税)

- 5月分源泉所得税の納付(特例適用者を除く)
- 所得税の予定納税額の通知(税務署長より)
- 4月決算法人の確定申告
- 10月決算法人の中間(予定)申告

10日  
15日  
30日

#### (地方税)

- 5月分個人住民税特別徴収分の納付
- 4月決算法人の確定申告
- 10月決算法人の中間(予定)申告
- 個人住民税の普通徴収第1期分納付(条例による)

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。